

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので公告する。

令和5年6月23日

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
理事長 齋藤 保

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 福島イノベーション・コースト構想 国外向け情報発信 海外メディア等招聘 ツアー事業
- (2) 事業概要 入札説明書及び委託仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年1月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 次の各号のいずれにも該当しない者。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次に該当しない者。

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「機構」という。)は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立をし、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 機構が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該機構の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ 上記(1)により本入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若し

くはなされた者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (6) 福島県税を滞納している者でないこと。

- (7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 5 年 7 月 12 日(水) 12 時まで
(2) 提出場所 〒960-8043 福島県福島市中町 1 番 19 号 中町ビル 6 階
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
電話 024-581-6893 FAX 024-581-6898
電子メール: kouryuu-sokushin@fipo.or.jp

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

福島県福島市中町 1 番 19 号 中町ビル 6 階
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
電話 024-581-6893 FAX 024-581-6898
電子メール: kouryuu-sokushin@fipo.or.jp

- (2) 入札説明書の交付

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構ホームページの調達情報において公開する(文書による交付及び入札説明会は行わない)

- (3) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和 5 年 7 月 19 日(水) 15 時

イ 場所

福島県福島市中町 1 番 19 号 中町ビル 6 階
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 会議室

5 質問等の受付

(1) 受付期間

令和5年6月26日(月)～令和5年6月30日(金) 17時

(2) 提出方法

質問書(様式任意(参考様式2))により、機構宛てに電子メールまたはFAXで提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、書面以外による質問の受付は行わない。

電子メール：kouryuu-sokushin@fipo.or.jp ファクシミリ：024-581-6898

電話番号：024-581-6893

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに下記「(4) 回答期限」で定める期限内に公表する。

(4) 回答期限

令和5年7月5日(水)

※入札書等の提出前に、必ず本ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

6 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による

7 入札参加者に要求される事項

入札者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日前日までの間において提出した書類に関し、機構理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 本公告に関する問い合わせ先

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス交流促進部

電話 024-581-6893/ FAX024-581-6898/ メール kouryuu-sokushin@fipo.or.jp